

LS11A

受験番号

2011 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 憲法

(60分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答えは、横書きとする。
5. 答えは、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答えは、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答えは、無効となる。
7. 答えを訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

Yは、A県内の駅前商店街にある街路樹2本の各支柱に、政党C主催の大演説会の告知宣伝（弁士・日時・場所等が印刷されていた）を内容とするプラカード式ポスター各1枚を針金でくくりつけた（以下「本件行為」という。）ところ、防犯夜警に従事していた警察官2名が、Yによって本件行為がなされているのを現認したため、Yに対して職務質問を行うとともに、本件行為につき警告および制止を行った。しかし、Yは、周辺の街路樹に、他の政党の同様のポスターだけでなく、条例違反の一般の営利広告物も多数掲出されていたことから、警察官の警告を気にすることなく、ポスターをそのまま掲出して立ち去ろうとしたところ、A県屋外広告物条例（以下「本条例」という。）4条1項3号違反であるとして、現行犯逮捕された（【参考資料1】）。

なお、本条例4条1項3号は、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物および屋外広告業について必要な規制を行うことにより、「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する」（屋外広告物法1条）ことを目的として、定められたものである。

〔設問1〕

以上の状況をふまえ、もし、あなたがYの弁護人であったならば、Yが起訴された後の刑事裁判において、どのような憲法上の主張を行うかについて、述べなさい。

〔設問2〕

設問1における憲法上の主張に対して、検察側からはどのような反論が想定されるかについて、述べなさい。

【参考資料1】A県屋外広告物条例

第4条 次の各号に掲げる物件に広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

1. ～2. (略)
3. 街路樹、路傍樹及びその支柱

第33条 第4条の規定に違反した者は30万円以下の罰金に処する。